

様式第14号（規則第25条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

指令環第 1 2 3 号

事業所所在地 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
事業所名 勝田環境株式会社
代表者 代表取締役 望月 福男

令和6年6月12日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第37条第2項の規定により次の条件を付して許可する。

記

- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（不燃物残渣）
- 取扱区域 大館市全域
- 許可期間 令和6年7月13日～令和8年7月12日
- 許可条件 別紙注意事項を遵守すること。なお、取り扱うことができる廃棄物は、東海村が排出する一般廃棄物（不燃物残渣）に限る。

令和6年6月28日

大館市長 福原 淳 嗣

